

公の施設（市の公共施設）の管理に指定管理者制度を導入します。

公の施設の管理については、これまで公共団体や公共的団体等に限定して管理を委託することができると言われていましたが（管理委託制度）、平成15年9月に地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことに伴って指定管理者制度が創設され、民間事業者を含む地方公共団体が指定するもの（指定管理者）に管理を行わせることが可能となりました。

この制度を導入することで、民間事業者等のノウハウやアイデアを活用し、様々な施設でより一層のサービス向上や管理経費の節減が期待されており、今後、制度の導入を進めていくため、平成18年6月議会で「泉南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」を制定しました。

1. 管理委託制度と指定管理者制度

公の施設の管理について、これまでの管理委託制度に代わるものとして、新たに導入された制度で、民間事業者でも管理を行えるようになったことや施設の使用許可も指定管理者が市に代わって行うことができるようになりました。

今までの制度

- ・ 市が直接管理
- ・ または**公共団体等に管理委託**

管理受託者
・ 公共団体、公共的団体、出資団体に限定
管理の内容
・ 市から委託された業務を行う（管理受託者による使用許可はできない）

市では、現在全ての施設を市が直接管理しています（ただし、警備、清掃などの個別業務は積極的に業務委託を行っている）



指定管理者制度

- ・ 市が直接管理
- ・ または**指定管理者に管理を委任**

指定管理者
・ 法人その他の団体を議会の議決を経て、期間を定めて指定
管理の内容
・ 条例で管理の基準、業務の範囲を定め、管理を代行（指定管理者による施設の使用許可も可能）
期待される効果
民間事業者等のノウハウを活用したサービス向上、管理経費の縮減

2. 公の施設とは

「公の施設」とは、市民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設置された市の施設です。

（例）保育所、老人集会場、総合福祉センター、公民館、文化ホール、図書館、埋蔵文化財センター、市民体育館、テニスコート、市民球場、小中学校、幼稚園、火葬場、人権ふれあいセンター、市営浴場、駐車場、道路、公園、市営住宅、下水道施設、河川、農業公園など（市の庁舎など市民の利用に供しない施設は公の施設ではありません）

3. 指定管理者制度の導入を検討する公の施設

制度の導入にあたっては、施設のより効果的・効率的なあり方について検討し、以下のとおり、平成19年度または平成20年度の指定管理者制度の導入を目標に検討することとします。

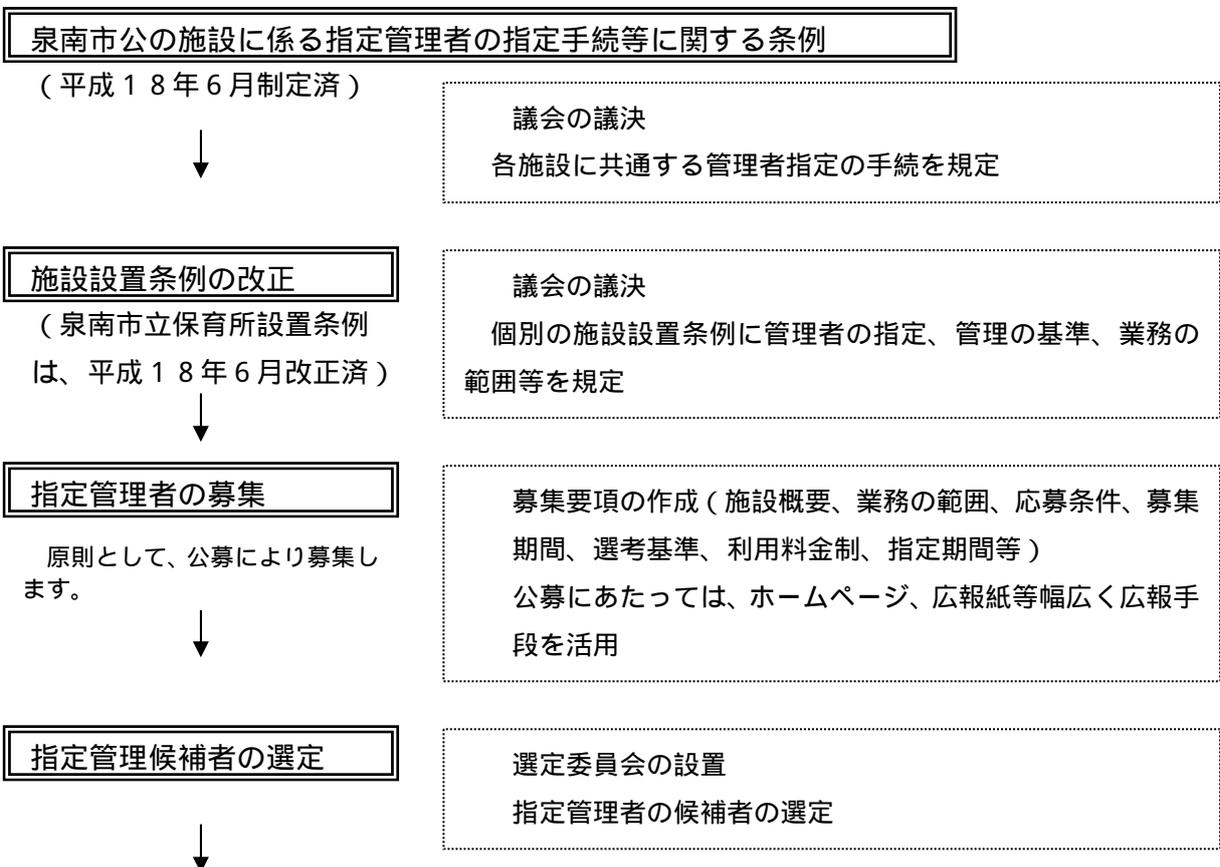
今後、具体的な各施設への指定管理者制度導入の検討状況等については、随時広報せんなんや市ホームページでお知らせします。

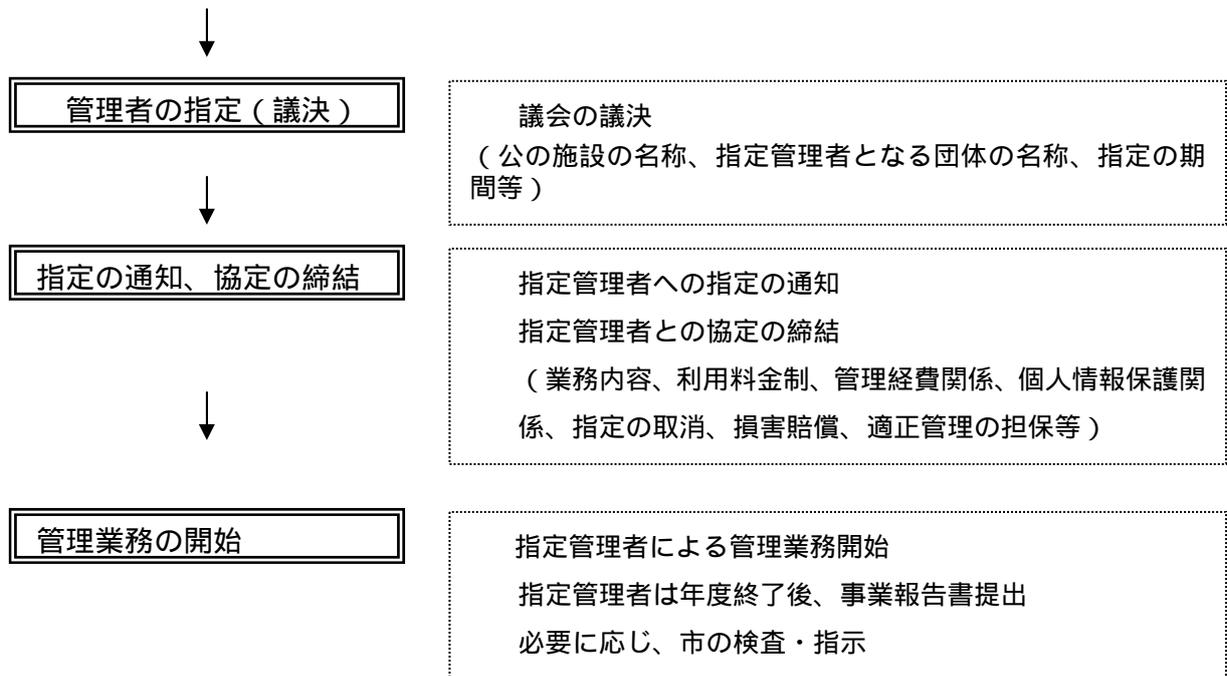
【導入目標年度等】

平成19年度に指定管理者制度を導入する施設	保育所
平成19年度または20年度の指定管理者制度の導入を検討する施設	総合福祉センター、老人集会場、公民館、文化ホール、図書館、市民体育館、テニスコート、市民球場、市営プール、青少年の森、埋蔵文化財センター（博物館）、史跡海会寺跡広場、駐車場、共同浴場、農業公園

4. 指定管理者制度導入手続の流れ

今後、指定管理者制度を導入する場合の管理者の指定等、手続の流れは以下のとおりです。





管理の基準

市民が施設を利用するにあたっての基本的な条件(休館日、開館時間、利用制限の要件等)、個人情報の取扱いなどです。

業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲。使用許可までを業務とするかどうかを含め、施設・設備の維持管理等の管理業務以外に、市の業務として当該施設で実施するソフト事業等を指定管理者に行わせる場合はその旨を規定します。

利用料金制

公の施設の利用に係る料金を指定管理者が自らの収入として収受する制度。ただし、料金の上限は市が条例で定めます。

指定の期間

指定管理者の指定期間は、原則として3～5年間とします。ただし、サービスの継続性や各施設の特性を考慮し、適切な期間を個別に設定できるものとします。

公募

指定管理者の選定にあたっては、公募により指定管理者を募集し、複数の応募者から最適な管理者を選定することを原則とします。ただし、公の施設の適正な管理を確保するため必要と認めるとき、その他特別な理由があると認める場合には、公募を行わずに指定管理者を選定できるものとします。

選定委員会

公正かつ適正な選定を行うため、学識経験を有する者や指定予定施設の管理運営について専門的な知識を有する者、その他市長が適当と認められる者などで構成される指定管理者選定委員会を施設ごとに設置します。